

○一関工業高等専門学校の施設等を対象としたネーミングライツに関する規則

(令和6年7月18日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、一関工業高等専門学校（以下「本校」という。）が所有する施設又はその他の財産（以下「施設等」という。）に係わるネーミングライツ（愛称命名権）を付与することに関し、その基本的な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 この規則において、「法人等」とは、会社その他の法人または団体をいう。
2 この規則においてネーミングライツとは、本校との協定により本校が所有する施設、スペースその他の財産（以下「施設等」という。）等に民間企業等名、商標名、ロゴ、シンボルマーク又は愛称（以下「愛称等」という。）を付与させる代わりに、ネーミングライツを取得した民間企業等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）からネーミングライツ料を得て本校の教育研究環境の整備及び高度化を図ることを目的とする。

(対象となる施設等)

第3条 対象となる施設等は、企画会議で審議の上、決定するものとする。

(愛称等の付与の範囲)

第4条 本校の規則等で定める施設等の名称の改正は行わないものとし、協定期間中の愛称等の変更は認めないものとする。なお、「記念」、「メモリアル」等の語句や個人名及び社会通念上不適切と判断される語句を用いた愛称等は認めないものとする。

(応募資格)

第5条 応募資格は、以下の各号をすべて満たすものとする。

- 一 社会的な信用を有し、政党・宗教法人等を除く法人等
- 二 応募申請時点で5年以上の活動実態があり、かつ日本国に本部を有する法人等
- 三 外国の政府・企業等の影響下でない法人等
- 四 反社会的組織と関係のない法人等
- 五 社会通念および法令に照らし、教育機関に愛称を付与することに問題がないと判断される法人等

(募集方法等)

第6条 ネーミングライツ・パートナーの募集は、原則として公募によるものとする。
応募資格の詳細、愛称等の条件、審査のポイント、その他詳細は募集要項に定める。

(ネーミングライツ・パートナーの選定方法)

第7条 法人等よりネーミングライツに応募があった場合には、企画会議にて、応募資格、愛称等案、ネーミングライツ料、協定期間等を審査し、ネーミングライツ・パートナーを決定するものとする。

(協定の締結)

第8条 ネーミングライツ・パートナーの決定後、本校とネーミングライツ・パートナーとの間でネーミングライツに関する協定を締結するものとする。

(協定期間)

第9条 協定期間は、原則として3年とする。ネーミングライツ・パートナーが協定期間の更新延長を希望する場合は、その理由を付して協定期間の末日の6か月前までにその旨を本校に通知することで優先的に交渉することができる。

2 更新延長の期間は3年とする。

(ネーミングライツ料)

第10条 ネーミングライツ料は、類似する他の施設等の事例、利用状況、メディア等への露出状況及びその他の事情を総合的に勘案し、企画会議にて対象となる施設等ごとに決定するものとする。

(愛称等の表示に係る費用の負担)

第11条 愛称等の表示に係る看板等の設置費用及び原状回復費用は、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツ・パートナーが負担するものとする。

(本校の責務)

第12条 本校は、ネーミングライツ・パートナーが付与した愛称等に関し、学内外における呼称として本校のホームページや広報誌等で幅広く使用するなど、普及に努めるものとする。

(ネーミングライツ・パートナーの責務)

第13条 ネーミングライツ・パートナーは、設置した看板等により第三者に被害が生じた場合や、愛称等が第三者の商標権を侵害した場合等、設定した愛称等に関する一切の責任を負うものとする。

(協定の解除)

第14条 ネーミングライツ・パートナーが応募資格要件を欠くことになったとき、又は社会的信用を損なう行動等により本校のイメージが損なわれる恐れがあると認められるときは、本校は協定を解除することができるものとする。この場合、協定解除に伴う原状回復に必要な費用はネーミングライツ・パートナーの負担とし、支払い済みのネーミングライツ料は返還しない。

(事務)

第15条 ネーミングライツの事務は、総務課で処理する。

附 則 (令和6年7月18日規則第1号)

この規則は、令和6年7月18日から施行する。